

1 市の概要

(1) 市の位置・人口等

① 面積 161.14 km²

② 位置 所在 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地
東経 137度22分33秒
北緯 34度49分37秒



③ 人口及び世帯数の推移 (各年4月1日現在)

(単位: 人、%、世帯)

区分 年度	人口				世帯数	
	総数	前年度増減率	男	女		一世帯当たりの人口 (人口/世帯数)
平成29年度	182,992	0.2	91,090	91,902	69,590	2.63
平成30年度	183,125	0.1	91,215	91,910	70,655	2.59
令和元年度	183,767	0.4	91,566	92,201	72,117	2.55
令和2年度	183,908	0.1	91,698	92,210	73,431	2.50
令和3年度	183,796	△ 0.1	91,548	92,248	74,479	2.47
令和4年度	184,158	0.2	91,696	92,462	73,561	2.50

④ 沿革

本市は、三河国府が置かれるなど、古くからこの地方の政治、経済、文化の中心として、近世においては、東海道、姫街道の街道筋のまち、豊川稲荷の門前町として栄えてきました。

昭和14年(1939年)に豊川海軍工廠の建設が始まるとともに、人口も急激に増加し、昭和18年(1943年)には、豊川町、牛久保町、国府町、八幡村の3町1村が合併し、県内8番目の市として誕生しました。しかし、第二次世界大戦中、豊川海軍工廠が被爆により壊滅し、工廠閉鎖・終戦とともに人口も半減しました。その後、市民の再建への努力が実を結び、市勢は徐々に回復しました。昭和30年(1955年)に八名郡三上村、昭和34年(1959年)に宝飯郡御油町と合併し、近年では、平成18年(2006年)2月に宝飯郡一宮町、平成20年(2008年)1月に宝飯郡音羽町と同郡御津町の2町、平成22年(2010年)2月に宝飯郡小坂井町と合併しました。

(2) 税務機構及び分掌事務 (令和4年4月1日現在)

補職・課名	総人数	課長	課長補佐	係長専門員	主任	主事	事務員
総務部長	1						
総務部次長	1						
市民税課	19	1	1	3	1	12	1
収納課	15	0	2	2	3	8	0
資産税課	18	1	1	3	4	7	2
合 計	54	2	4	8	8	27	3

※再任用職員、嘱託職員及び会計年度任用職員は除き、東三河広域連合への派遣職員は含む。

収納課長は総務部次長が兼務しているため、総務部次長に含む。

課名	係名	職員数(係長級以下)						分 掌 事 務
		係長	専門員	主任	主事	事務員	合計	
市 民 税 課	市民税係	1	1	1	10	1	14	(1) 市民税及び県民税の申告納付、賦課、更正及び決定に関する事 (2) 市民税及び県民税の納期限の変更及び減免に関する事 (3) 市民税及び県民税の特別徴収義務者の指定に関する事
	税務管理係	1	0	0	2	0	3	(1) 税制の企画及び調整に関する事 (2) 軽自動車税の賦課、更正及び決定に関する事 (3) 軽自動車税の納期限の変更及び減免に関する事 (4) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試乗標識に関する事 (5) 市たばこ税に関する事 (6) 入湯税に関する事 (7) 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び環境性能割交付金に関する事 (8) 納税思想の普及及び宣伝に関する事 (9) 課の庶務に関する事
	計	2	1	1	12	1	17	
収 納 課	収納対策係	1	0	2	6	0	9	(1) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分等に関する事 (2) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収の嘱託及び受託に関する事 (3) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の納税等の相談に関する事 (4) 収納の企画及び調整に関する事
	収納管理係	1	0	1	2	0	4	(1) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分等に関する事 (2) 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事 (3) 市税の欠損処分及び滞納繰越しに関する事 (4) 市税の収入の整理に関する事 (5) 口座振替制度に関する事 (6) 課の庶務に関する事
	計	2	0	3	8	0	13	

課 名	係 名	職員数(係長級以下)						分 掌 事 務
		係 長	専 門 員	主 任	主 事	事 務 員	合 計	
資 産 税 課	土 地 係	1	0	1	3	0	5	(1) 土地の調査及び評価に関すること。 (2) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、更正及び決定に関すること。 (3) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の納期限の変更及び減免に関すること。 (4) 特別土地保有税の申告納付、更正、決定及び減免に関すること。
	家 屋 係	1	0	2	4	1	8	(1) 家屋の調査及び評価に関すること。 (2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、更正及び決定に関すること。 (3) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の納期限の変更及び減免に関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
	償 却 資 産 係	1	0	1	0	1	3	(1) 償却資産の調査及び評価に関すること。 (2) 償却資産に係る固定資産税の賦課、更正及び決定に関すること。 (3) 償却資産に係る固定資産税の納期限の変更及び減免に関すること。 (4) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (5) 税務に係る証明に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
	計	3	0	4	7	2	16	